

計画作成年度	令和3年度
計画主体	刈谷市

## 刈谷市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 刈谷市産業環境部農政課  
所在地 愛知県刈谷市東陽町1-1  
電話番号 0566-62-1015  
FAX番号 0566-27-9652  
メールアドレス [nousei@city.kariya.lg.jp](mailto:nousei@city.kariya.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、ハト（カワラバト、キジバト）、ムクドリ、ヒヨドリ、カルガモ、スズメ ヌートリア、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	愛知県刈谷市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
カラス・ハト等 (鳥類)	果樹	2,383 千円	29 a
	野菜(麦、豆類を含む)	5,153 千円	779 a
	水稲	4,892 千円	429 a
ヌートリア、ハク ビシン等(獣類)	果樹	474 千円	5 a
	野菜	0 千円	0 a
	水稲	699 千円	61 a
合計		13,601 千円	1,303 a

被害数値については被害報告を基に作成

(2) 被害の傾向

<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラス・ハト等の鳥類 被害は市内全域で発生しているが、農家への聞き取りによると、すべての被害を把握しきれず報告されていないケースもあると推定される。</li> <li>・ヌートリア 市内全域の水路・河川近くの田畑で被害が見られるようになっており、今後は、被害が拡大することが懸念される。</li> <li>・ハクビシン・アライグマ 現在、農作物の被害報告は少ないが、生息が確認されており、今後、農作物被害の拡大が予想される。</li> </ul>
---

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
	千円	a	千円	a
カラス・ハト等 （鳥類）	12,428	1,237	11,185	1,113
ヌートリア、ハクビシン、アライグマ（獣類）	1,173	66	1,056	59
合計	13,601	1,303	12,241	1,172

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する 取組	<p>・カラス・ハト等（鳥類）</p> <p>    猟友会に駆除の委託し、銃及び箱罠による駆除を行っている。</p>	<p>カラスは駆除のとき隣接市に逃げてまた戻ってくる。</p> <p>    猟友会員数の減少と高齢化に伴い駆除の実施が困難になりつつあるため、捕獲の担い手の育成が必要である。</p>
	<p>・ヌートリア、ハクビシン、アライグマ（獣類）</p> <p>    捕獲申請により許可証を発行し、捕獲檻を貸出して捕獲を行っている。</p>	<p>地域ぐるみで被害防止対策に取り組む必要がある。</p>

### (5) 今後の取組方針

#### ・捕獲と防御の推進

今までは有害鳥獣への対応は駆除がメインであった。今後は防御にも力をいれるため、他地域で取り組まれている効果的な防御方法を調査検討する。

#### ・被害状況の把握等

有害鳥獣の実態や被害を把握するため、アンケート調査、聞き取り、現場確認などを行う。

#### ・被害防止対策の啓発

被害防止に関する理解を深めるため、被害防止マニュアル、PRパンフレットなどを活用しながら、情報提供を推進する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

#### ・カラス・ハト等

猟友会へ捕獲を委託し、市が捕獲許可を交付。

#### ・ヌートリア等

申請により、市が捕獲許可をし、捕獲檻の貸し出しをする。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	ヌートリア ハクビシン アライグマ	農家等を対象とする研修会等の開催により、その生態や被害状況を知ってもらい、効率的な捕獲に向けた取組を進める。
5	同上	同上
6	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラス、ハト等                      以前の実績等を考慮し、被害の軽減目標に近づけるよう設定する。被害が甚大に及ぶ場合は、捕獲数を増やし、臨機応変に対応する。</li> <li>・ヌートリア、ハクビシン、アライグマ                      今後、被害の増加が懸念されるため、発生状況及び被害状況に応じた捕獲を実施する。</li> </ul>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス類	500	500	500
ハト類	1,000	1,000	1,000
スズメ	1,000	1,000	1,000
ムクドリ	100	100	100
ヒヨドリ	100	100	100
カルガモ	100	100	100
ヌートリア	20	20	20
ハクビシン	20	20	20
アライグマ	3	3	3

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラス・ハト等                      猟友会が銃による捕獲を5月から10月、令和2年度より箱罠による捕獲を通年で実施</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
刈谷市	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限移譲済み。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

該当なし
------

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	なし	なし
5	同上	同上
6	同上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
刈谷警察署 生活安全課	鳥獣駆除に関する指導・助言
刈谷市猟友会	臨時の鳥獣駆除を実施
愛知県西三河農林水産事務所 農政課、 農業改良普及課	鳥獣駆除に関する指導・助言
愛知県西三河県民事務所 環境保全課	鳥獣駆除に関する指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制

本市の主な鳥獣被害は鳥類によるものであり、市民の生命を脅かすような事態は想定していない。突発的に大規模な経済被害が生じた場合は、関係機関に報告する。
--

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣類については、青山斎園にて焼却処分。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣は利用せず、すべて焼却処分。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会	なし
-----------	----

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
刈谷警察署 生活安全課	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。
刈谷市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供、連携、捕獲活動を行う。
愛知県西三河農林水産事務所 農政課、農業改良普及課	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。
愛知県西三河県民事務所 環境保全課	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。
あいち中央農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。
刈谷市果樹組合	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。
刈谷市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

編成予定なし

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域全体での防除の意識啓発のため、地域が主体となって被害防止策を講じるよう、被害防止対策マニュアル、PRパンフレット等を活用しながら、情報提供を推進する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業者や農業協同組合等との連絡を密にして被害状況を的確に把握すると共に防除と捕獲の両面からの対策を図る。